

秋田市立学校における災害対応および
避難所開設・運営の支援に関する指針

平成24年4月

秋田市教育委員会

■ はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、マグニチュード9の大地震に伴う巨大津波の発生により、多くの人命が失われるなど、広い範囲にわたって甚大な被害に見舞われました。

地震や津波の発生が、学校管理下の時間帯であったことから、多くの学校において、それまで経験のなかった対応を迫られることとなりました。

本市においても、震災当日は、地震発生に伴い市内全域が長時間に渡って停電となり、通信連絡網が遮断された中、児童生徒の安全な下校や保護者への引渡しなどをめぐって混乱した状況も見られました。

そのため、本市では平成23年4月以降、各校において、自校の地理的条件を踏まえ、想定される災害の種類や規模に応じた防災計画や災害対応マニュアルの見直しと、それに基づく避難訓練の実施などに取り組んできたところです。

この間、文部科学省では、平成23年7月に「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、同年9月には中間とりまとめを発表するとともに、この3月には、被災した学校等の調査や有識者会議の意見をもとに、「地震・津波災害を想定した学校防災マニュアル作成のための手引き」を示し、各校における災害対応の在り方を見直すよう求めています。

こうした状況を踏まえ、教育委員会では、災害対応の在り方や学校が避難所となった場合の教職員の役割等について、校長会とともに検討を進めてまいりました。

このたび、これまでの検討内容をもとに、

- 大規模地震や風水害等の発生に備え、児童生徒の安全確保等、教職員としての対応に関する基本的な考え方を定めること
- 災害発生に伴い市立小・中学校が避難所となる場合を想定し、教職員が避難所の開設および運営の支援に当たる際の標準的な対応の在り方を定めること

などを目的に、本指針を作成いたしました。

各校においては、自校の防災計画や災害対応マニュアル等の見直しおよび策定の参考にするとともに、防災教育の充実に向けた校内研修等の資料としてご活用くださるようお願いいたします。

平成24年4月

秋田市教育委員会

目次

はじめに

I	日常における防災体制の整備	
1	校内体制整備のポイント	1
2	保護者や地域との連携のポイント	2
II	災害発生に伴う教職員の対応	
1	地震および津波への対応	3
	(1) 本指針における地震規模の想定	
	(2) 災害発生時の対応の手順	
	(3) 児童生徒の保護と引渡し	
	(4) 児童生徒の主体的な行動を促す事前指導	
	(5) 校内に児童生徒がいる場合の具体的な対応	
	授業中・給食時間中	
	休み時間・放課後等	
	(6) 校内に児童生徒がいない場合の具体的な対応	
	登校途中	
	下校途中	
	校外学習・修学旅行等	
	夜間・休日等	
2	風水害等（台風、大雨、大雪）への対応	15
	(1) 校内に児童生徒がいる場合の具体的な対応	
	(2) 授業日早朝の場合の具体的な対応	
III	避難所開設・運営の支援に関する教職員の対応	
1	避難所開設・運営に向けた平常時の備え	17
2	避難所開設に係る教職員の対応	19
3	避難所運営に係る教職員の対応	21

I 日常における防災体制の整備

災害発生時の対応に向けた防災体制の整備は、児童生徒の命を守るうえで最も重要であり、学校の全教職員の役割と責任を明確にして共通理解をはかるとともに、機会を捉えて見直すことが大切です。

整備にあたっては、学校が立地する地理的な条件や児童生徒の発達段階、通学方法等、各校の実情を踏まえるとともに、PTAはもとより町内会等の地域団体との連携をはかることが重要です。

1 校内体制整備のポイント

- 各校の実情に応じて、防災の中核となる教職員を中心に、既存の防災組織を見直す。

【学校防災組織の役割（例）】

- ・ 防災計画、災害対応マニュアル等の策定に関すること
- ・ 校舎内外の施設・設備の安全管理に関すること
- ・ 避難訓練の実施に関すること
- ・ 防災教育の充実に関すること
- ・ 教職員の研修に関すること
- ・ 保護者や地域との連携に関すること
- ・ その他

- 想定される災害の種類や規模、発生時間帯などに応じた災害対応マニュアルを見直し、必要に応じて新たに策定する。

【見直し・策定のポイント】

- ・ 災害の種類や規模、発生時間帯などに応じたマニュアルとなっているか。
- ・ 教職員一人一人の役割と責任が明確になっているか。
- ・ 災害発生時の情報収集、教職員の連絡・参集体制が明確になっているか。
- ・ 校内の放送設備が使用できない際の誘導のしかたなどが明確になっているか。
- ・ 校内各所からの避難経路、避難場所（一次、二次）が明確になっているか。
- ・ 障がいのある児童生徒など、特別な配慮が必要な児童生徒への対応が明確になっているか。
- ・ 重要書類等の保管場所や、誰がどのように持ち出すかが明確になっているか。
- ・ その他

- 災害発生時には、マニュアル等を確認する余裕などないことが想定されることから、職員会議、校内研修会などの機会をとおして日常的、定期的に話題にするなど、教職員の危機管理意識を高める。

2 保護者や地域との連携のポイント

- 常任委員会、役員会などのPTA組織や、「子ども見守り隊」や「〇〇の教育を語る会」などの組織を活用しながら、策定した災害対応マニュアル等について、事前に協議や調整を行い、保護者や地域への周知をはかる。

【協議・調整の内容（例）】

- ・ 地域において想定される災害の種類や規模についての共通理解
- ・ 災害の状況に応じた避難方法や児童生徒の引渡し方法の確認
- ・ 情報通信設備が使用できない場合の連絡方法の確立
- ・ 通学路の安全確保等に関する協力
- ・ 地域の避難場所、避難所等の確認（津波発生時の避難場所の確認）
- ・ 家庭や地域との合同による避難訓練の実施
- ・ その他

- 地域住民の避難に関する物品については、災害発生時に備え、日頃から校舎内に特定の保管場所を定め、地域代表と共通理解をはかる。

II 災害発生に伴う教職員の対応

災害から児童生徒や教職員の命を守るためには、災害発生を確認したと同時に適切な初動対応をはかることが重要です。そのためには、児童生徒が自ら判断し適切な行動が取れるよう指導するとともに、想定される災害に応じた教職員の対応のしかたについて、日頃から共通理解をはかることが大切です。

ここでは、主に「大規模地震および津波への対応」および「風水害等への対応」における教職員の初動対応について、そのポイントを示します。

1 地震および津波への対応

(1) 本指針における地震規模の想定

- 気象庁が示している震度階級の解説に基づき、「大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じ」、「固定していない家具が移動することがあり、不安定な物は倒れることがある」とされる「震度5弱」以上の地震を想定する。
- 地震は、最初の揺れを感知して以降、さらに大きな揺れが起こることもあることから、児童生徒の安全確保等、特に発生直後の対応については、地震規模にかかわらず確実に行う必要がある。

(2) 災害発生時の対応の手順

- 児童生徒の安全確保
- 第一次避難誘導
- 安否確認と応急救護
- 一時避難場所の安全確認と第二次避難誘導
- 安否確認と応急救護
- 施設・設備、通学路の被害状況把握
- 保護者への連絡
- 保護者への引渡し等
- 市教委への報告

(3) 児童生徒の保護と引渡し

- 震度5弱以上の地震が発生した場合、停電等の状況、児童生徒の自宅周辺の被害状況、余震の恐れ等を考慮し、原則として、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する（待機させる）こととする。
- 引渡しに関する保護者への情報伝達の方法について、複数の連絡手段（携帯電話、メール配信システム、HP等）を整えておくとともに、引渡しの手順について、保護者に十分に説明しておく。
- 震度4以下の場合は、原則として下校させる。その際、集団下校や教職員の引率による下校指導などを行う。

【引渡しの手順（例）】

- ・あらかじめ「引渡しカード」等を作成し、学校と保護者で共有する。
- ・引渡し場所を決定し、児童生徒を誘導する。
- ・引き取りに来た保護者を引渡し場所に誘導する。
- ・引渡しカードの照合を行い、児童生徒を引き渡す。
- ・自宅以外の場所に引き取る場合は、連絡先を確認する。

(4) 児童生徒の主体的な行動を促す事前指導

○地震発生時の基本行動

- ・落下物・転倒物・ガラスの飛散等の危険性が低い場所に素早く身を寄せる。

〔校内の場合〕

普通教室：「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」「頭を守る」

特別教室：教室の状況に応じて安全な場所に身を寄せる。

体育館：中央部に集まり、頭部を守る。

校庭等：校舎等から離れ、中央部に集まる。

〔通学路等の場合〕

看板、ビルのガラス等の落下、ブロック塀等の倒壊などから身を守る。

- ・危険物・危険箇所近づかない。

崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所などから速やかに遠ざかる。

- ・原則として、登校中に発生した場合は、揺れが収まり次第登校し、下校中は、地域の状況に応じて学校に戻るか下校するかを判断する。危険と判断される場合は、より安全な場所に避難する。

○避難場所・避難経路の理解

- ・校内における避難経路や避難場所を理解している。
- ・地域の津波避難ビル、災害発生時の保護者との待ち合わせ場所などを理解している。

(5) 校内に児童生徒がいる場合の具体的な対応

授業中・給食時間中

対応のポイント	教職員の具体的な動き
安全確保	<p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○場所に応じて、落下物・転倒物・ガラスの飛散等から身を守るよう適切な指示を出す。 ○校内放送が使用できない場合に備え、ハンドマイク等による伝達方法を確立しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・普通教室：「机の下にもぐれ」「机の脚を持って」「頭を守れ」 ・特別教室：教室の状況に応じて身を守る方法を指示する。 ・体育館：中央部に集め、頭部を守るよう指示する。 ・校庭等：校舎等から離れ、中央部に集まるよう指示する。
第一次避難誘導	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集により一次避難を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報、ラジオ等により情報を収集するとともに、事前に定めている避難場所の安全を確認して、対応を決定する。 ・一次避難を指示する。校内放送が使用できない場合に備え、ハンドマイク等による伝達方法を確立しておく。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所へ、安全に誘導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・隣接学級が連携して避難する。 ・障害のある児童生徒への対応について、事前に確認しておく。 ○トイレなどに児童生徒が残っていないか確認する。
安否確認と応急救護	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一次避難場所に「本部」を設置し、情報の集約を行う。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人数と安否の確認を行う。 ○負傷者等の応急手当を行う。
安全確認と第二次避難誘導	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波の発生や土砂崩れ等により、一次避難場所が危険と判断される場合は、二次避難を指示する。 ○避難場所へ、安全に誘導する。
安否確認と応急	<p>〔管理職等〕</p>

<p>救護</p>	<p>○二次避難場所に「本部」を設置し、情報の集約を行う。 〔教職員〕 ○人数と安否の確認を行う。 ○負傷者等の応急手当を行う。</p>
<p>施設・設備、通学路の被害状況把握</p>	<p>〔管理職等〕 ○校舎等の破損状況を確認し、校舎内に誘導するか、避難場所で待機するかを判断する。 ○安全が確認された場合は、校舎内への誘導を指示する。 〔教職員〕 ○校舎内へ誘導する。</p>
<p>保護者への連絡</p>	<p>〔管理職等〕 ○震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則として学校で保護することとし、一斉メール配信、HP等事前に定めた方法によって保護者に引き取りを依頼する。 ○地震の規模、津波など二次災害発生状況によっては、学校で保護するとともに、保護者や家族についても学校への避難を勧める。 〔教職員〕 ○児童生徒の体調や心の状態に配慮する。</p>
<p>保護者への引渡し</p>	<p>〔管理職等〕 ○安全な引渡し場所を決定し、児童生徒および保護者の誘導を指示する。 〔教職員〕 ○児童生徒および引き取りに来た保護者を誘導し、事前に取り決めた方法によって確実に引き渡す。</p>
<p>市教委への報告</p>	<p>〔管理職〕 ○電話連絡が可能な場合、避難の状況、負傷者の状況、保護者への引渡しの終了、施設・設備の被害状況などについて報告する。</p>

(5) 校内に児童生徒がいる場合の具体的な対応

休み時間・放課後等

対応のポイント	教職員の具体的な動き
安全確保	<p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○場所に応じて、校内にいる児童生徒に、落下物・転倒物・ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。 ○校内放送が使用できない場合に備え、ハンドマイク等による伝達方法を確立しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・普通教室：「机の下にもぐれ」「机の脚を持って」「頭を守れ」 ・特別教室：教室の状況に応じて身を守る方法を指示する。 ・体育館：中央部に集め、頭部を守るよう指示する。 ・校庭等：校舎等から離れ、中央部に集まるよう指示する。
第一次避難誘導	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集により一次避難を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報、ラジオ等により情報を収集するとともに、事前に定めている避難場所の安全を確認して、対応を決定する。 ・一次避難を指示する。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所へ、安全に誘導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の要所で誘導するとともに、避難場所で児童生徒を待ち受ける。 ・障害のある児童生徒への対応について、事前に確認しておく。 ○トイレなどに児童生徒が残っていないか確認する。
安否確認と応急救護	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一次避難場所に「本部」を設置し、情報の集約を行う。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人数と安否の確認を行う。 ○負傷者等の応急手当を行う。
安全確認と第二次避難誘導	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波の発生や土砂崩れ等により、一次避難場所が危険と判断される場合は、二次避難を指示する。 ○避難場所へ、安全に誘導する。
安否確認と応急	<p>〔管理職等〕</p>

<p>救護</p>	<p>○二次避難場所に「本部」を設置し、情報の集約を行う。 〔教職員〕 ○人数と安否の確認を行う。 ○負傷者等の応急手当を行う。</p>
<p>施設・設備、通学路の被害状況把握</p>	<p>〔管理職等〕 ○校舎等の破損状況を確認し、校舎内に誘導するか、避難場所で待機するかを判断する。 ○安全が確認された場合は、校舎内への誘導を指示する。 〔教職員〕 ○校舎内へ誘導する。</p>
<p>保護者への連絡</p>	<p>〔管理職等〕 ○震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則として学校で保護することとし、一斉メール配信、HP等事前に定めた方法によって保護者に引き取りを依頼する。 ○地震の規模、津波など二次災害発生状況によっては、学校で保護するとともに、保護者や家族についても学校への避難を勧める。 〔教職員〕 ○児童生徒の体調や心の状態に配慮する。</p>
<p>保護者への引渡し</p>	<p>〔管理職等〕 ○安全な引渡し場所を決定し、児童生徒および保護者の誘導を指示する。 〔教職員〕 ○児童生徒および引き取りに来た保護者を誘導し、事前に取り決めた方法によって確実に引き渡す。</p>
<p>市教委への報告</p>	<p>〔管理職〕 ○電話連絡が可能な場合、避難の状況、負傷者の状況、保護者への引渡しの終了、施設・設備の被害状況などについて報告する。</p>

(6) 校内に児童生徒がいない場合の具体的な対応

登校途中

※登校している児童生徒については、(5)の休み時間・放課後等の対応に準ずる。

対応のポイント	教職員の具体的な動き
所在確認と保護	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校内にいる児童生徒の安否確認と登校途中の児童生徒の所在確認を指示する。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話連絡、個別の家庭訪問等により、児童生徒の所在と安否を確認する。 ○通学路の状況を確認しつつ、必要に応じて児童生徒を保護し、登校を促す。
第一次避難誘導	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報収集により一次避難を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報、ラジオ等により情報を収集するとともに、事前に定めている避難場所の安全を確認して、対応を決定する。 ・一次避難を指示する。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所へ、安全に誘導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の要所で誘導するとともに、避難場所で児童生徒を待ち受ける。 ・障害のある児童生徒への対応について、事前に確認しておく。 ○トイレなどに児童生徒が残っていないか確認する。
安否確認と応急救護	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一次避難場所に「本部」を設置し、情報の集約を行う。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人数と安否の確認を行う。 ○負傷者等の応急手当を行う。
安全確認と第二次避難誘導	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波の発生や土砂崩れ等により、一次避難場所が危険と判断される場合は、二次避難を指示する。 ○避難場所へ、安全に誘導する。
安否確認と応急	<p>〔管理職等〕</p>

<p>救護</p>	<p>○二次避難場所に「本部」を設置し、情報の集約を行う。 〔教職員〕 ○人数と安否の確認を行う。 ○負傷者等の応急手当を行う。</p>
<p>施設・設備、通学路の被害状況把握</p>	<p>〔管理職等〕 ○校舎等の破損状況を確認し、校舎内に誘導するか、避難場所で待機するかを判断する。 ○安全が確認された場合は、校舎内への誘導を指示する。 〔教職員〕 ○校舎内へ誘導する。</p>
<p>保護者への連絡</p>	<p>〔管理職等〕 ○震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則として学校で保護することとし、一斉メール配信、HP等事前に定めた方法によって保護者に引き取りを依頼する。 ○地震の規模、津波など二次災害発生状況によっては、学校で保護するとともに、保護者や家族についても学校への避難を勧める。 〔教職員〕 ○児童生徒の体調や心の状態に配慮する。</p>
<p>保護者への引渡</p>	<p>〔管理職等〕 ○安全な引渡し場所を決定し、児童生徒および保護者の誘導を指示する。 〔教職員〕 ○児童生徒および引き取りに来た保護者を誘導し、事前に取り決めた方法によって確実に引き渡す。</p>
<p>市教委への報告</p>	<p>〔管理職〕 ○電話連絡が可能な場合、避難の状況、負傷者の状況、保護者への引渡しの終了、施設・設備の被害状況などについて報告する。</p>

(6) 校内に児童生徒がいない場合の具体的な対応

下校途中

※校内に残っている児童生徒については、(5)の休み時間・放課後等の対応に準ずる。

対応のポイント	教職員の具体的な動き
<p>所在確認と保護</p>	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「本部」を設置し、情報の集約を行う。 ○校内にいる児童生徒の安否確認と下校途中の児童生徒の所在確認を指示する。 ○地震の規模や津波など二次災害の状況によっては、下校途中の児童生徒を学校に誘導する。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話連絡、個別の家庭訪問等により、児童生徒の所在と安否を確認する。
<p>保護者への連絡</p>	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震度5弱以上の地震が発生した場合、校内に残っていた児童生徒、校内に引き返した児童生徒については、原則として学校で保護することとし、一斉メール配信、HP等事前に定めた方法によって保護者に引き取りを依頼する。 ○地震の規模、津波など二次災害発生の状況によっては、学校で保護するとともに、保護者や家族についても学校への避難を勧める。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の体調や心の状態に配慮する。
<p>保護者への引渡</p>	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全な引渡し場所を決定し、児童生徒および保護者の誘導を指示する。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒および引き取りに来た保護者を誘導し、事前に取り決めた方法によって確実に引き渡す。
<p>施設・設備、通学路の被害状況把握</p>	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校舎等の破損状況や通学路の状況の確認を指示する。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校舎等の破損状況や通学路の状況を確認する。
<p>市教委への報告</p>	<p>〔管理職〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話連絡が可能な場合、避難の状況、負傷者の状況、保護者への引渡しの終了、施設・設備の被害状況などについて報告する。

(6) 校内に児童生徒がない場合の具体的な対応

校外学習・修学旅行等

対応のポイント	教職員の具体的な動き
事前の安全確認等	<p>[引率団]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問先や移動手段など活動計画に沿って、緊急時の対応や安全な避難場所の確保に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・警察や医療機関等、現地の関係機関との連携に配慮する。 ○学校との連絡体制を確立しておく。
安全確保と避難誘導	<p>[引率団]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○場所に応じて、落下物・転倒物・ガラスの飛散等から身を守るよう適切な指示を出す。 ○交通機関や施設等を利用している場合、乗務員や係員の指示に従う。 ○「現地対策本部」を設置し、現地の情報集にあたる。 ○必要に応じて、管理職と連絡を取り、状況を報告する。 <p>[管理職等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「統括本部」を設置し、情報を集約する。
帰校・帰宅に向けた対応決定	<p>[引率団]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現地情報を集約し、交通機関の状況などを踏まえ、帰校・帰宅に向けた対応について、統括本部と協議する。 <p>[管理職等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○帰校・帰宅に向けた対応について決定し、引率団に指示する。
保護者への連絡と引渡し	<p>[管理職等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現地の状況を踏まえ、保護者への連絡の仕方、児童生徒の引渡しについて指示する。 <p>[学校の教職員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引率団からの連絡が困難な場合は、学校にいる教職員が、該当児童生徒の保護者と連絡をとる。
市教委への報告	<p>[管理職]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話連絡が可能な場合、避難の状況、負傷者の状況、保護者への引渡しの終了などについて報告する。

(6) 校内に児童生徒がいない場合の具体的な対応

夜間・休日等

【教職員の参集体制】

原則として、地震の規模に応じて、以下の体制で参集する。

- 震度 4 又は津波注意報の発表 → 第一次動員（管理職等）
- 震度 5 弱又は津波警報の発表 → 第二次動員（指定職員）
- 震度 5 強以上又は大津波警報の発表 → 全職員

※学校の実情に応じて、参集すべき職員を指定しておく。

【安否確認の判断基準】

原則として、夜間・休日等に震度 5 弱以上の地震が発生した場合や、震度 4 以下であっても、停電等の状況により休校措置をとったり、授業開始を遅らせる場合は、全児童生徒の安否および所在を確認する。

【施設・設備の被害状況の確認】

震度 4 以上の地震が発生した場合は、第一次動員（管理職等）により学校へ参集し、施設・設備等の被害状況を確認して、市教委総務課施設担当に報告する。

秋田市教育委員会総務課施設担当 電話：866-2242

対応のポイント	教職員の具体的な動き
<p>学校への参集</p>	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震の規模に応じて、学校に参集する。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校から比較的近くに在住している職員など、いち早く参集すべき職員を指定しておく。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震の規模に応じて、学校に参集する。
<p>安否確認</p>	<p>〔管理職等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「災害対策本部」を設置し、情報を集約する。 ○児童生徒の安否確認を指示する。 <p>〔教職員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手分けして全児童生徒の安否および所在を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話が使用できない場合に備え、一斉メールの送信、個別の家庭訪問等、安否確認の方法を整えておく。
<p>施設・設備の被</p>	<p>〔管理職等〕</p>

<p>害状況の確認</p>	<p>○停電、断水のほか、施設・設備の被害状況の確認を指示する。 ・危険箇所の立入禁止措置を行う。 [教職員] ○施設・設備の被害状況を確認する。</p>
<p>通学路等の被害状況の把握</p>	<p>[管理職等] ○通学路の被害状況の確認を指示する。 [教職員] ○通学路の被害状況を確認する。</p>
<p>登校の可否の判断</p>	<p>[管理職等] ○児童生徒の安否および所在の確認、施設・設備、通学路の被害状況を踏まえ、登校の可否を決定する。 ○休校措置、授業開始を遅らせるなどの措置をとる場合は、保護者へ連絡する。</p>
<p>市教委への報告</p>	<p>[管理職等] ○電話連絡が可能な場合、児童生徒および教職員の安否、施設・設備の被害状況などについて報告する。</p>

児童センター・児童館（室）との連携

児童生徒が、児童センター・児童館（室）を利用している時に、災害が発生した場合、児童厚生員等の指示のもと、児童センター・児童館（室）において保護し、保護者への連絡を行うことが対応の原則であるが、地震の規模が大きい場合や津波発生の危険がある場合などは、児童厚生員が児童生徒を校内へ誘導することや、教職員が児童センター・児童館（室）に出向いて、児童生徒を校内に誘導することなどが考えられる。

そのため、各校の状況に応じた具体的な対応について、児童厚生員等と協議しておくことが必要である。

2 風水害等（台風、大雨、大雪）への対応

(1) 校内に児童生徒がいる場合の具体的な対応

対応のポイント	教職員の具体的な動き
気象情報の把握	〔管理職等〕 ○天気予報等をもとに、気象情報の収集を指示し、把握する。 ・台風の接近等の情報には特に注意する。 〔教職員〕 ○気象情報を収集する。
通学路等の状況把握	〔管理職等〕 ○河川の増水や道路の冠水、土砂崩れの危険など通学路等の状況、施設・設備の被害状況の把握を指示する。 〔教職員〕 ○手分けして、通学路等の状況、施設・設備の被害状況を把握する。
校長の判断による対応決定	〔管理職等〕 ○下校時間の繰り上げ、スポ少活動や部活動等の休止等の措置のほか、引率による集団下校などの対応を決定する。
児童生徒の下校の安全確保	〔管理職等〕 ○必要に応じて、引率による集団下校や通学路の危険箇所での見届けを指示する。 〔教職員〕 ○必要に応じて、引率による集団下校や通学路の危険箇所での見届けを行う。
保護者への連絡	〔管理職等〕 ○学級連絡網、一斉メール等により、学校の対応と保護者への依頼事項等を連絡するよう指示する。 〔教職員〕 ○学校の対応と保護者への依頼事項等を連絡する。
市教委への報告	〔管理職等〕 ○下校時間等の繰り上げ等の措置を行う場合は、その旨を報告する。 ○児童生徒の安否、施設・設備の被害状況等を報告する。 ○翌日の対応（始業時間の繰り下げ等）についての見通しを報告する。

(2) 授業日早朝の場合の具体的な対応

対応のポイント	教職員の具体的な動き
気象情報の把握と参集（出勤）	〔管理職等〕 ○前日から、天気予報等をもとに、気象情報の収集を把握する。 ○通学路等の状況を確認しながら出勤する。 〔教職員〕 ○通学路等の状況を確認しながら出勤する。
通学路の状況把握	〔管理職等〕 ○必要に応じて、通学路の状況の確認を指示する。 ○情報を集約し、通学路等の状況を把握する。
施設・設備の被害状況把握	〔管理職等〕 ○施設・設備の被害状況の把握を指示する。 〔教職員〕 ○手分けして、施設・設備の被害状況を把握する。
登校の可否等の決定	〔管理職等〕 ○天候回復の見通しや通学路の状況、施設・設備の状況等を踏まえ、休校、始業時間の繰り下げ等の対応を決定する。
保護者への連絡	〔管理職等〕 ○学級連絡網、一斉メール等により、学校の対応と保護者への依頼事項等を連絡するよう指示する。 ○必要に応じて、児童生徒の安否確認を指示する。 〔教職員〕 ○学校の対応と保護者への依頼事項等を連絡する。 ○必要に応じて、児童生徒の安否を確認する。
市教委への対応報告	〔管理職等〕 ○休校、始業時間の繰り下げ等の措置を行う場合は、その旨を報告する。 ○児童生徒の安否、施設・設備の被害状況等を報告する。 ○下校時の対応（下校時間の繰り上げ等）や翌日の対応（始業時間の繰り下げ等）についての見通しを報告する。

Ⅲ 避難所開設・運営の支援に関する教職員の対応

災害発生時における教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全を確保するとともに、早期に教育活動が再開できるよう努めることにあります。

しかしながら、学校が避難所となった場合、災害の規模や被害の状況などにより、教職員が、災害対策本部担当職員が到着する以前の初期対応や災害の長期化に伴う避難所運営の支援などに当たることが考えられます。

こうした点を踏まえ、地域の自主防災組織や町内会等との連携を図りながら、学校における平常時の備えや対応の手順等、円滑な避難所運営のための基本的な事項などについて、一人一人の教職員が理解していることが重要です。

そのため、本指針では、平成16年に作成された本市の「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、開設と運営の流れについて、そのポイントを示します。

なお、平成24年4月現在、本市の「地域防災計画」ならびに「避難所開設・運営マニュアル」については、国や県の動向を踏まえつつ、防災安全対策課において修正や見直しの作業が進められておりますので、本指針についても併せて修正していくこととしております。

1 避難所開設・運営に向けた平常時の備え

(1) 本市指定の避難場所・避難施設（学校）

類別	指定されている学校
避難場所	全市立学校のグラウンド（千秋分校、浜田小、豊岩小、太平中を除く）
避難施設	全市立学校の体育館等（千秋分校、浜田小、豊岩小、太平中を除く）
津波避難場所（高台）	土崎南小、高清水小、日新小、勝平小、飯島小、浜田小、下浜小、寺内小、下浜中、将軍野中、勝平中、秋田商業のグラウンド等
津波避難ビル（建物）	川尻小、土崎小、港北小、大住小、土崎中、秋田西中の校舎等

(2) 避難所開設・運営のための教職員の組織（例）

管理責任者	校長	施設管理者	教頭	※鍵の管理者	
庶務班	避難者の受入、使用スペースの割り振り等				
情報班	被害状況等の情報収集、避難者名簿作成等の支援				
救出救護班	被災者救出活動、応急救護等の支援				
食料物資班	トイレ（用水）の確保、救援物資の確保・配付、備蓄品リストの作成等の支援				

(3) 避難場所としての施設の使用計画の策定（例）

使用目的	使用予定箇所	使用目的	使用予定箇所
避難所運営本部		応急救護室	
収容場所		仮設トイレ設置場所	
連絡所(避難者窓口)		~~~~~	

(4) 使用機器・物品等のリストアップ（例）

使用機器・物品等（保管場所）
・ハンドマイク①（職員室教頭席横） ・ハンドマイク②（体育館器具庫） ・ホワイトボード①～④（各階ホール） ・長机、パイプ椅子（体育館器具庫） ・懐中電灯（生徒指導主事、各学年主任席） ・ろうそく（事務室） ・携帯ラジオ（校長室、教務主任席横） ・乾電池各種（教頭席後ろのロッカー） ~~~~~

(5) 救援物資、防災資機材等に関する情報の把握（例）

	〇〇コミセン	〇〇小（中）学校	備考
毛布			
乾パン			
簡易トイレ			
~~~~~			

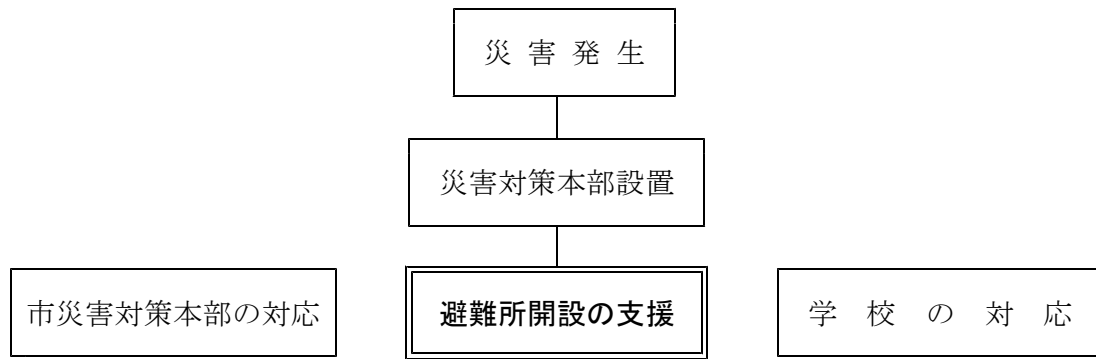
(6) 校舎等の鍵の保管と開錠について

夜間や休日等の災害発生時を想定し、校舎等の鍵の保管および開錠については、次のとおりとする。

類別	鍵の保管	開錠の担当
避難場所	○管理職を含めた複数の教職員	○管理職を含めた複数の教職員
避難施設	○管理職を含めた複数の教職員	○管理職を含めた複数の教職員
津波避難場所（高台）	○管理職を含めた複数の教職員	○管理職を含めた複数の教職員
津波避難ビル（建物）	○管理職を含めた複数の教職員 ○自主防災組織代表等	○管理職を含めた複数の教職員 ○自主防災組織代表等

※ 夜間や休日に災害が発生し、開錠する教職員が何らかの事情で学校に到着できない状況の中で、避難施設である学校へ住民が避難しつつある場合には、指定した窓ガラスを割るなどして校舎を開放することについて、地域の自主防災組織や町内会と事前に協議しておく。

2 避難所開設に係る教職員の対応



○避難所開設の連絡と開錠の依頼  
 <対策本部→（市教委）→校長等>

○開設の承認と開錠  
 ・開放予定スペースを示したうえで、開設を承認する。

【児童生徒の在校時】

- ・避難所を開設する旨を教職員に周知し、児童の安全確保、避難受け入れ体制の準備を整える。
- ・児童生徒の保護と引渡しについて検討する。
- ・保護者への連絡により引き渡す場合、学校で保護する場合など、状況に応じて個々の児童生徒の対応を確認する。
- ・児童生徒を保護する場合は、避難者とは区別して教室等で待機させる。

【在校時以外】

- ・管理職等が学校へ参集し、開錠する。
- ・学校の参集体制に基づき、教職員を招集する。

○管理責任者および運営担当者の派遣  
 ・すでに避難者が集まっている場合は、一時的に体育館等へ誘導する。

○応急的な収容  
 ・避難者が集まっており、管理責任者や運営担当者が到着していない場合は、管理職等の判断により一時的に体育館等へ誘導する。

○避難所開設の準備  
 ・手分けして施設の安全確認を行う。  
 ・校長等と協議し、収容スペース等使用箇所を決定する。  
 ・使用区画を明示する（図など）。

○管理責任者および運営担当者への協力  
 ・施設設備を案内するなど、支援に当たる。  
 ・収容スペースとして開放する箇所を決定する。  
 ・下校前の児童生徒がいる場合は、教室等で待機させる。



○避難者の誘導

- ・一時避難場所から、収容スペースへ誘導する。
- ・負傷者、要介護者等の確認を行い、必要な措置を講ずる。

○救援物資等の確認

- ・校内の配備状況を確認する。

○対策本部への状況報告

- ・開設時刻、収容人員、負傷者等の状況、食料、毛布等必要な物資、周辺道路等の被害状況などを、対策本部に報告する。

○管理責任者および運営担当者への協力

- ・必要に応じて支援に当たる。
- ・避難者に自校の児童生徒がいる場合は、健康状態等を確認する。

○管理責任者および運営担当者の協力

- ・必要に応じて支援に当たる。

○市教委への報告

【児童生徒の在校時】

- ・児童生徒および教職員の状況、施設・設備の被害状況、保護者への引渡の見通し等について、市教委へ報告する。

【在校時以外】

- ・参集した教職員、避難所の開設状況、施設・設備の被害状況等について、市教委へ報告する。

避難所開設・運営に係る教職員の身分上の取扱い

【「災害時における避難所としての学校の対応指針（平成23年9月5日付け 秋田県教育委員会）から】

災害の程度および規模が非常に大きく、本市災害対策本部等行政能力を超えた場合については、行政担当者だけでは避難所の対応が事実上不可能であり、避難所の開設・運営に関する業務を教職員が担当せざるを得ない状況となることが想定される。

こうした場合については、教職員の身分上の取扱いについては、「職務」として取り扱うことが適当である。この場合、教員の手当については、行政職との均衡を図るための措置（教員特殊業務手当の支給）を講ずることとなる。

### 3 避難所運営に係る教職員の対応

避難所の運営は、避難が長期におよぶことを想定し、早期に避難者が自主的に管理運営できる体制に移行することを念頭に置く。

市災害対策本部の対応

避難所運営の支援

学校の対応

#### ○連絡所（避難者窓口）の設置

- ・避難者との窓口として、連絡所を設置する。
- ・災害対策本部との連絡体制を確立する。

#### ○避難者名簿の作成

- ・避難者カードの配付、聞き取りにより避難者名簿を作成し、保管するとともに、災害対策本部へ報告する。

#### ○救援物資の確認と配付方法の決定

- ・備蓄のある学校については、物資の種類や数を確認し、配分方針を決定する。

#### ○救援物資の要求

- ・必要な物資や数を確認し、災害対策本部に要請する。

#### ○避難者への情報提供と情報管理

- ・災害対策本部との連絡等により入手した情報を、校内放送や掲示板を利用して、避難者に提供する。

#### ○市教委への報告と協議

- ・避難所の状況について市教委に報告する。
- ・臨時休校、学校教育活動再開に関して市教委と協議する。

#### ○管理責任者および運営担当者への協力

- ・必要に応じて支援に当たる。

※以下、同様

#### 【教育活動の再開】

- ・避難所開設のままで教育活動を再開する場合、市教委との協議を踏まえ、教育活動のための占有スペース、避難所との共有スペース、避難者と児童生徒の関わり等について、状況に応じて管理責任者と十分に協議する。
- ・決定した事項について、教職員に周知するとともに、保護者に連絡する。

○要介護者への配慮

- ・他の避難者とは別の収容スペースへの移動など、健康管理体制を確保する。
- ・場合によっては、医療機関、福祉施設等への移動を検討する。

○ボランティア支援の要請・受入

- ・避難所の状況を考慮しながら、必要なボランティアの支援を災害対策本部に要請する。

○避難所の運営ルールの作成と周知

- ・避難者、校長等と協議のうえ、避難所の運営ルールを取り決め、避難者に周知するとともに、協力を求める。

○自主的な避難所管理運営体制の確立

- ・避難の長期化が避けられない場合、避難者が自主的に運営委員会などを設置するよう依頼し、ボランティアなどと連携した管理運営体制を確立する。

○応急仮設住宅などへの移住

- ・学校を避難所とする場合、早期閉鎖が図られるよう、避難者の移住先の確保に努める。

○避難所の閉鎖

- ・現状復帰、費用の精算、記録の整理、報告等を行う。

○教育活動再開に向けた校内施設設備の回復

- ・避難所閉鎖後、教育活動再開に向けて校内の施設設備を通常の状態へ戻す。
- ・校舎周辺の回復状況の確認
- ・児童生徒受入に伴う対応等を市教委と協議したうえで、登校日を決定する。